3　法第三百八十二条の四の閲覧及び交付は、不動産登記法第百十九条第六項の申出をした者又はその相続人から求めがあつた場合には、固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に当該者の登記簿上の住所を記載したものを閲覧に供し、又は法第三百八十二条の三に規定する証明書に当該住所を記載したものを交付することにより行うものとする。

4　法第三百八十二条の四に規定する住所に代わるものとして総務省令で定める事項は、当該住所に係る公示用住所とする。

第十六条の五の三第一項第一号ツ、第十六条の五の五第一項第三号ソ及び第十六条の二十二第一項第三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則第二条の六の二の次に次の一条を加える。

（政令附則第五条の七の金額）

第二条の六の三　政令附則第五条の七に規定する総務省令で定める金額は、会社法第四百三十一条又は第六百十四条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第七十六条第二項第三号又は第三項第三号に規定する資本剰余金の金額（同法第二条第一号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額）とする。

附則第二条の八（見出しを含む。）中「附則第九条第二十項」を「附則第九条第二十一項」に改める。

附則第二条の九（見出しを含む。）中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十二項」に改める。

附則第二条の十（見出しを含む。）中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十三項」に改める。

附則第二条の十の次に次の一条を加える。

（政令附則第六条の二第十三項の金額）

第二条の十一　政令附則第六条の二第十三項に規定する総務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　電気供給業を行う法人が小売電気事業（電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。）を行う場合　広域的運営推進機関に対して支払うべき拠出金（地方税法施行規則附則第二条の十一各号に規定する拠出金を定める告示（令和六年経済産業省告示第六十五号。次号において「拠出金告示」という。）第一号に規定するものに限る。）の金額

二　電気供給業を行う法人が一般送配電事業（電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。）又は配電事業（同項第十一号の二に規定する配電事業をいう。）を行う場合　広域的運営推進機関に対して支払うべき拠出金（拠出金告示各号に規定するものに限る。）の金額

附則第三条の二の五中「事業所統計」を「経済構造統計」に改める。

附則第三条の二の二十一を削り、附則第三条の二の二十を附則第三条の二の二十一とし、附則第三条の二の十九を附則第三条の二の二十とし、附則第三条の二の十八中「附則第三条の二の二十」を「附則第三条の二の二十一」に改め、同条を附則第三条の二の十九とし、附則第三条の二の十七を附則第三条の二の十八とし、附則第三条の二の十一から附則第三条の二の十六までを一条ずつ繰り下げ、附則第三条の二の十第二項中「附則第三条の二の七第二項各号」を「附則第三条の二の九第二項各号」に、「附則第三条の二の七第二項第二号」を「附則第三条の二の九第二項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十一とし、附則第三条の二の九を附則第三条の二の十とし、附則第三条の二の八第二項中「附則第三条の二の九第二項」を「附則第三条の二の十一第二項」に改め、同条を附則第三条の二の九とし、附則第三条の二の七第一項中「附則第三条の二の九第一項」を「附則第三条の二の十一第一項」に改め、同条を附則第三条の二の八とし、附則第三条の二の六を附則第三条の二の七とし、附則第三条の二の五の次に次の一条を加える。

（政令附則第六条の十六第五項の鉄道事業者等）

第三条の二の六　政令附則第六条の十六第五項に規定する旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者に代わつて引き続き旅客鉄道事業を経営しようとする者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（第一号において「鉄道事業者」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一　法附則第十条第七項に規定する鉄道事業の用に供する不動産を取得する時点において、その営む鉄道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項第一号に掲げる者

2　政令附則第六条の十六第六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた不動産は、法附則第十条第七項に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産のうち政令附則第六条の十六第六項各号に掲げるもの以外のものであることについて国土交通大臣の証明を受けた不動産とする。

3　政令附則第六条の十六第六項第三号に規定する総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する不動産とする。

附則第三条の二の二十二（見出しを含む。）中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に改める。

附則第三条の二の二十三（見出しを含む。）中「附則第七条第二十五項第二号」を「附則第七条第二十四項第二号」に改める。

附則第四条の七第一項中「附則第十条の二の二第二項」を「附則第十条の二の二第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第十条の二の二第五項」を「附則第十条の二の二第六項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第十条の二の二第七項の表」を「附則第十条の二の二第八項の表」に改め、同条第六項中「附則第十条の二の二第七項の表」を「附則第十条の二の二第八項の表」に、「石垣空港」を「新石垣空港」に改め、同条第七項、第八項及び第九項中「附則第十条の二の二第七項の表」を「附則第十条の二の二第八項の表」に改める。

附則第四条の八第二項中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の二第九項」に改め、同条第三項中「附則第十条の二の二第十項」を「附則第十条の二の二第十一項」に改める。

附則第六条第十六項を削り、同条第十五項中「第十一号の二」及び「法附則第十五条第二項第四号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設にあつては、同令第七条第十一号の二に規定する産業廃棄物の処理施設に限る。）」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十五項とし、同条第十三項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　政令附則第十一条第三項第三号に規定する総務省令で定める機能は、次に掲げる機能とする。

一　貨物の運送の用に供する自動車に係る自動車登録番号標を撮影し、当該自動車に係る情報を取得する機能

二　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムにより前号の情報の解析を行う機能

三　赤外線投光機能

附則第六条第十七項中「、汚泥処理装置、濾過（ろ）装置」を削り、「、イオン交換装置、生物化学的処理装置、貯溜（りゅう）装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）」を「及びイオン交換装置」に改め、同条第二十二項中「附則第十一条第六項」を「附則第十一条第七項」に改め、同条第二十三項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第八項」に改め、同条第二十四項及び第二十六項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第九項」に改め、同条第二十七項第二号イ中「第四十三条第一項第四号ロ又はハ」を「第四十三条第一項第四号イ」に改め、同号ロ中「第四十三条第一項第四